

京都市告示第 392 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 8 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
修学院14号線	左京区修学院川尻町9番地の1地先から	旧	メートル 38.40	メートル 2.80 ~ 4.43
	同区修学院泉殿町27番地の5地先まで	新	38.40	3.32 ~ 7.21
西寺緯1号線	南区唐橋平垣町132番地地先から	旧	105.10	7.85 ~ 8.00
	同町27番地の2地先まで	新	105.10	7.46 ~ 7.71
	南区唐橋平垣町133番地地先から	旧	65.30	7.75 ~ 7.95
	同区唐橋西平垣町28番地の3地先まで	新	65.30	7.47 ~ 7.92
西寺緯9の1号線	南区唐橋西平垣町26番地の3地先から	旧	77.60	6.90 ~ 7.95
	同町13番地の2地先まで	新	77.60	6.50 ~ 7.19

御池通	右京区山ノ内五反田町18番地の2地先 から	旧	53.40	23.20 ~ 23.55
	同町18番地地先まで	新	53.40	23.20 ~ 24.40

(建設局道路部道路明示課)